



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 826 一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (防災企画課) 1
827 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 3
828 " (") 4

○ 公告

- 入札公告 (防災企画課) 5

告 示

和歌山県告示第826号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

一斉受令端末賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

なお、1の（1）に掲げる業務の種類とは、事務機器の賃貸借等である。

コンソーシアムにあつては、構成員のうちいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験につい

ては、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。)

- (ア) ITストラテジスト
- (イ) システムアーキテクト
- (ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア (ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ)
- (キ) プロジェクトマネージャ
- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) アプリケーションエンジニア
- (シ) システム監査技術者
- (ス) システム運用管理エンジニア

イ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム (以下「ISMS」という。) について、ISMS (JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)) の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからシまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税 (延滞金等を含む。) の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

シ 誓約書

ス 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

セ 2の (2) に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ソ 2の (3) の要件を満たすことを証明する書類の写し

タ 2の (4) の要件を満たすことを証明する書類の写し

チ 2の (5) に掲げる資格審査調書

ツ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって (1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1) のアからオまで、シ、ス及びチに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年8月13日 (金) から同月27日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年8月13日 (金) 午前9時から同月26日 (木) 午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等 (ファクシミリ及び電子メールを含む。) により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年8月13日 (金) から同年9月3日 (金) までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和3年9月3日 (金) 午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和3年9月17日 (金) までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日 (県の休日を除く。) 以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日 (県の休日を除く。) 以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第827号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ粉河店

和歌山県紀の川市粉河762番

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

(1) 駐車場の収容台数

(変更前) 216台

(変更後) 72台

(2) 駐輪場の収容台数

(変更前) 50台

(変更後) 10台

4 変更年月日

令和4年2月23日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗以外の併設施設の増築に伴う収容台数の見直しのため

(2) 駐輪場の実需用による収容台数の見直しのため

6 届出年月日

令和3年6月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工労働課 (紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第828号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ岩出西店

和歌山県岩出市中黒641番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣

和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 建物西側・南側

収容台数 221台

(変更後) 位置 建物西側・南側

収容台数 157台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場① 位置 建物西側

収容台数 36台

駐輪場② 位置 建物南側

収容台数 84台

(変更後) 駐輪場① 位置 建物西側

駐輪場② 位置 建物南側

駐輪場 (①+②) 収容台数 15台

4 変更年月日

令和4年2月23日

5 変更する理由

(1) 駐車場の一部を月極駐車場に転用するため

(2) 駐輪場の実需用による収容台数の見直しのため

6 届出年月日

令和3年6月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)

岩出市事業部産業振興課 (岩出市西野209番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月13日から同年12月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

公 告

入札公告

一斉受令端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定に基づき公告する。

令和3年8月13日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和8年度まで

(2) 業務の名称

一斉受令端末賃貸借

(3) 業務の内容

入札説明書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日 (水) まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第826号に規定する一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

(2) 期間

令和3年8月13日 (金) から同月27日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の (1) に同じ。

(2) 期間

3の (2) に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和3年8月13日 (金) 午前9時から同月26日 (木) 午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等 (ファクシミリ及び電子メールを含む。) により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 防災研修室205

イ 入札日時

令和3年9月22日 (水) 午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和3年9月21日(火)午後5時までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ

を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of the simultaneous instructions receiving terminal

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 22 September 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 21 September 2021)

(3) Contact point for the notice :

Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2264

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp